

§ 7 小規模受水槽水道等監視指導事業

水道法の規制を受けない小規模な受水槽や複数戸で用いている井戸については、水質や施設管理等の問題が指摘されており、不適切な管理が原因となって利用者の健康を害するおそれがあるため、平成7年10月1日「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、一部に簡易専用水道と同様に管理状況検査の受検を規定する等、自主管理の徹底を図り、衛生確保に努めた。

表245 対象施設

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
小規模水道		11	-	1	-	3	1	2	4
小規模受水槽水道		2,454	559	333	439	381	195	351	196
用途別	共同住宅	1,207	172	164	229	217	125	191	109
	事務所	191	103	18	23	22	6	7	12
	店舗	90	25	9	13	13	11	11	8
	学校	31	11	1	1	7	-	7	4
	工場	42	15	1	5	16	-	2	3
	病院	19	3	6	2	6	1	1	-
	旅館	27	16	3	7	-	-	-	1
	興行場	4	4	-	-	-	-	-	-
	寮	108	14	15	27	19	4	23	6
	集会場	2	-	-	2	-	-	-	-
その他	併用	559	120	110	126	53	27	92	31
	その他	174	76	6	4	28	21	17	22
容量別	0トン超8トン以下	1,950	450	284	341	299	139	286	151
	8トン超10トン以下	504	109	49	98	82	56	65	45
飲用井戸（水道未布設）		28	-	-	1	4	1	16	6
災害時協力井戸（一部再掲）	（飲料水供給施設）	26	-	-	-	-	2	21	3
	（生活用水供給施設）	205	4	9	9	43	46	43	51

資料：健康安全室

表246 検査・指導

	検査指導 延件数	施設検査数 （再掲）	施設検査結果（内訳）				指導票 交付数	
			良好	一部改善	要改善	その他		
総数	1,063	635	555	37	17	26	1	
小規模水道	48	36	27	6	-	3	-	
小規模受水槽水道	1,015	599	528	31	17	23	1	
用途別	共同住宅	394	229	205	4	13	7	1
	事務所	99	36	31	5	-	-	-
	店舗	143	111	103	5	3	-	-
	学校	14	3	2	1	-	-	-
	工場	18	-	4	-	-	-	-
	病院	-	-	-	-	-	-	-
	旅館	30	19	14	4	-	1	-
	興行場	5	-	2	-	-	-	-
	寮	31	13	11	-	-	2	-
	集会場	1	-	-	-	-	-	-
その他	併用	179	107	85	8	1	13	-
	その他	101	75	71	4	-	-	-
容量別	0トン超8トン以下	741	450	389	26	15	20	-
	8トン超10トン以下	274	149	139	5	2	3	-

注) 施設検査結果（内訳）のその他は、全ての検査項目を検査できず、判定不能であった施設等を計上。

資料：健康安全室